

ふれあい制度

明るく活気あふれる「まちづくり」を進めるうえで、大切な社会活動。しかし、善意の活動もケガや事故がともなっては台無しです。社会活動に直接参加される方が安心して活動ができるように、ケガ等に対する補償をするのがふれあい制度です。

保険料は、すべて町が負担します。また、事前の届出は必要ありません。

対象となる事故

町内に活動の拠点を置く団体等が行う、社会活動（公共性のある計画的又は継続的な活動）中の事故

社会活動の例



○地域社会活動

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ごみの回収、交通安全活動、盆踊り、運動会、自治会まつり など

○社会福祉・社会奉仕活動

手話などの社会福祉施設援助活動、リハビリ訓練の手伝い、植樹などの手入れなど

○青少年育成活動

子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団などの指導育成活動、非行防止パトロール など

○社会教育・社会体育活動

スポーツ活動（野球、サッカー、区民体育祭、マラソン大会など）、文化活動（料理、コーラス、茶華、社会見学など）

（※ただし、自己の技能の向上や楽しみを目的とした活動や、公益性があると認められない活動は対象となりません）

○町主催行事への参加

防災訓練、公民各種講座、ゴミゼロ運動、スポーツ課主催の各種スポーツ講座など

! 活動内容によっては、補償の対象とならない場合があります。一度担当までご相談ください。 **!**

傷害補償

- ・死亡補償金 300万円
- ・後遺障害補償金 300万円～9万円
- ・入院補償金 1日 3,000円
(事故の日から180日以内)
- ・通院補償金 1日 2,000円
(事故の日から180日以内の通院で90日まで)

賠償責任補償

- ・身体賠償 1名・1事故 最高5億円
(生産物賠償については期間中5億円)
- ・財物賠償 1事故 最高5億円
(生産物賠償については期間中5億円)

※免責金額1,000円

活動中にケガ、事故が発生した場合は、**14日以内**に事故報告書(裏面)及び添付書類(団体の概要を把握できる資料、当日の活動が説明できる資料、当日の指導者等参加者の名簿)を行事・団体の担当課へ提出してください。

▽問合せ先：東浦町役場 住民自治課 TEL83-3111 (内線 295) 又は行事・団体の担当課